

高砂市告示第 2 1 号

建築基準法第 2 2 条第 1 項の規定による区域の指定について

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 2 条第 1 項の規定による区域を次のとおり指定する。

平成 1 2 年 4 月 1 日

高砂市長 田 村 広 一

記

市の区域のうち都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 5 条の規定に基づく都市計画区域内で、同法第 8 条に基づく用途地域の決定のある区域（施行日後決定され、又は変更された区域を含む。ただし、準防火地域を除く。）